平成２７年（フ）第５１８号
大阪府泉南郡熊取町自由が丘２丁目８番21号、前住所大阪府泉大津市東港町15番34号
債務者　佐藤　克宣
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５１９号
大阪府泉南郡熊取町自由が丘２丁目８番21号、前住所大阪府泉大津市東港町15番34号
債務者　佐藤　恵利
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５５０号
大阪府泉大津市助松団地１番９－102号、前住所大阪府堺市西区鳳北町９丁16番地２サンクレスト28・703号
債務者　佐々木　誠
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１５４５号
札幌市白石区菊水元町９条１丁目６番１－205号
債務者　三品　公明
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７０８号
札幌市豊平区平岸４条11丁目10番12－301号
債務者　島田　あい
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７５３号
札幌市西区発寒８条10丁目２番10号　グランドパレス発寒101号
債務者　久慈　直樹
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７５４号
札幌市西区発寒８条10丁目２番10号　グランドパレス発寒101号
債務者　久慈　明美（旧姓角谷）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７６２号
札幌市中央区南６条西７丁目３－５　フロリッシュ６．７　301号、住民票上の住所札幌市東区北16条東８丁目１番18－403号
債務者　中川　清広
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８２６号
札幌市北区北22条西３丁目２番８－301号
債務者　皆戸　昌子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８３３号
札幌市豊平区豊平４条11丁目１番31号　澤山マンション３号
債務者　田中　悦子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７３号
群馬県高崎市剣崎町976番地２
債務者　松原　一彦
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１０５号
千葉県東金市下武射田1946番地20
債務者　峯島喜久雄
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８号
千葉県匝瑳市高野2289番地１　グローネ飯倉202号
債務者　福水　　守
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第４９号
三重県松阪市日丘町562番地16
債務者　小山　竜矢
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第８９５号
堺市北区南長尾町３丁１番２－1103号
債務者　東口　磐男
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９０１号
大阪府柏原市平野１丁目９番34－501号　メゾン平野
債務者　兼吉愛利こと　南　　貞姫
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９０３号
堺市北区長曽根町1624番地１　バンブーハイツ203号
債務者　堀内　和雄
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係